

# 泉佐野市住宅総合助成事業

※売買契約日（請負契約日）から2年を過ぎたものは対象外です。

## 助成対象者

- 泉佐野市内において、自ら居住する住宅を建替える方、  
新築住宅を購入し居住する方
- 「泉佐野市空き家バンク※」に登録された中古住宅を購入、  
または賃借し居住する方

令和4年4月1日から、条件を変更しています。

（町会加入の条件が無くなりました。）



## 助成内容

泉佐野ポイントカード「さのぼ」に地域ポイントで  
250,000ポイント（250,000円分）付与  
（空家バンクを賃借し居住する方は、100,000ポイント付与）

連携金融機関において、住宅ローンの金利引き下げ制度あり  
（このチラシを見て、これから泉佐野市内で住宅を検討される方はお問合せください）

◆助成を受けるには、申請が必要です。（契約日から2年以内）

泉佐野市イメージキャラクター



★《プレミアム》三世帯同居（近居）または新婚世帯  
（所得制限あり）なら、さらに取得費用等の助成有り

・三世帯同居等のお問い合わせは、

地域共生推進課 072-463-1212（代表）

※但し、転入転居日から6ヵ月以内の申請に限ります。

・新婚世帯のお問い合わせは、

子育て支援課 072-463-1212（代表）

※《泉佐野市空き家バンク》（H27年4月1日～登録受付）

- ◆登録条件
- 1.戸建住宅であること
  - 2.建築基準法の規定による確認済証のあるもの
  - 3.仲介業者との媒介契約（売買・賃貸借）が締結されているもの
- ※ただし、「専属専任媒介」・「専任媒介」に限る

申込・問合先 泉佐野市役所 都市計画課 計画係  
☎072-447-8124（りんくうタウン駅ビル東棟2階）